

国民健康保険制度改革について

改革後の国保財政の仕組み（イメージ）	P 1
納付金の算定方法（イメージ）	P 2
激変緩和検討のための基準額と措置の方法について	P 3
保険料の算定方法（イメージ）	P 4
平成30年度の納付金，賦課総額及び保険料上昇の対策 について	P 5

改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

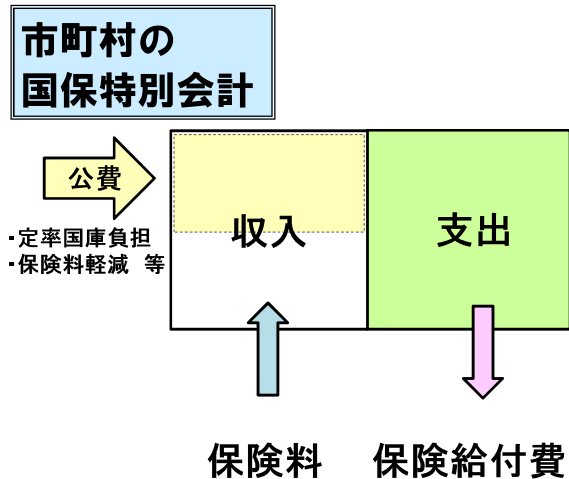
○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

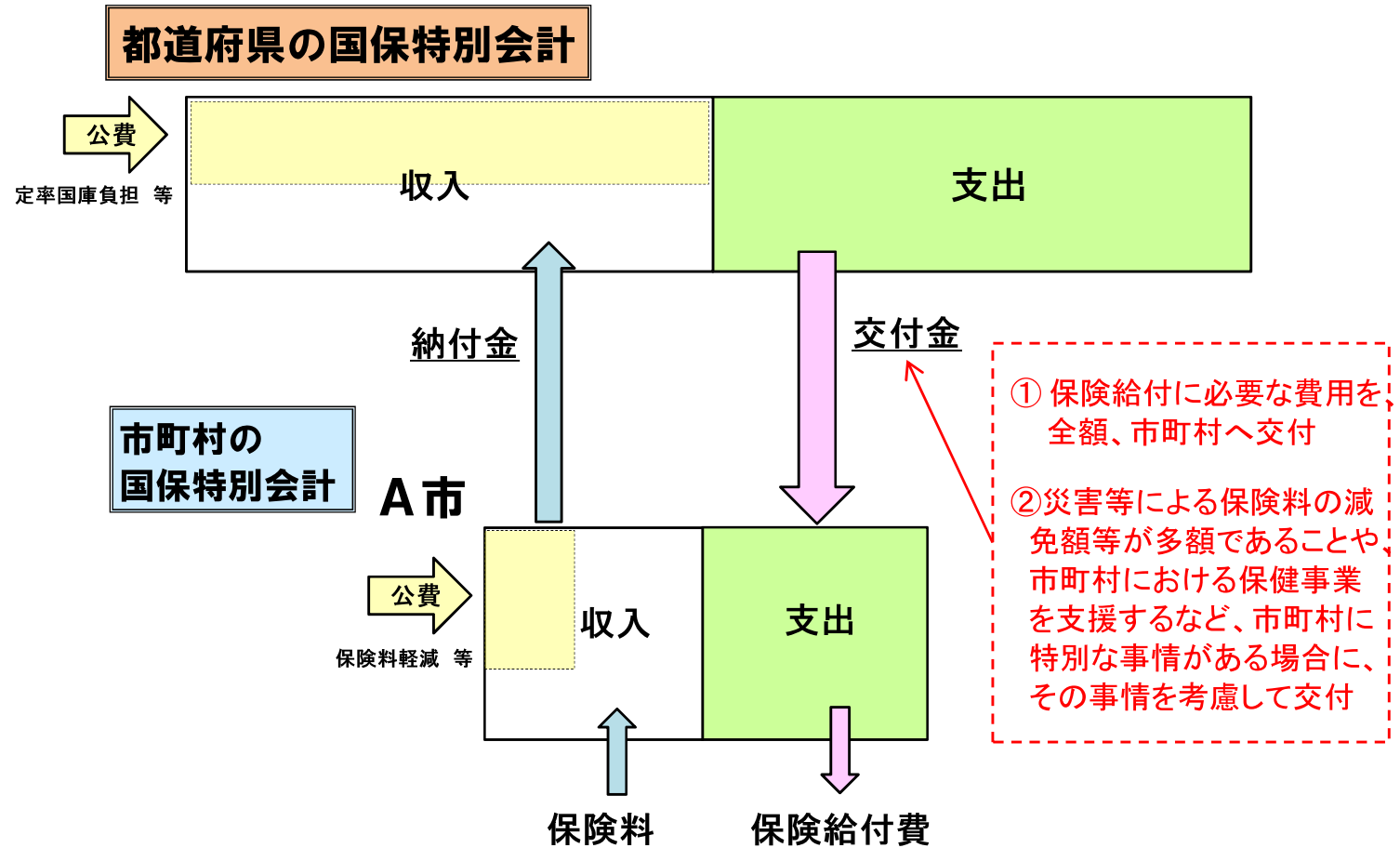
○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

現行



改革後



納付金の算定方法(イメージ)

1 保険料収納必要額の算出

医療費総額(見込み)から
公費等を控除

医療費総額
300億円



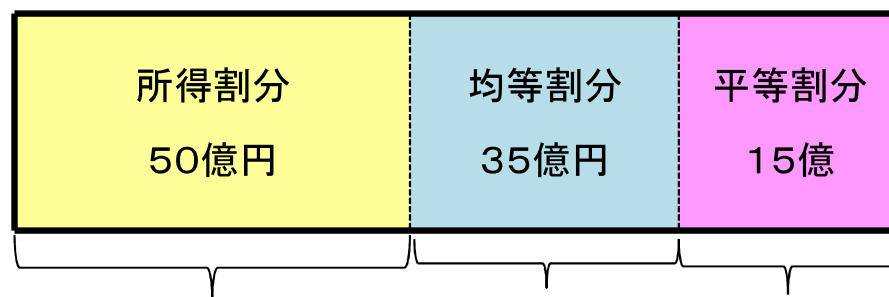
各市町が推計した医療費等をもとに、県内全体の医療費等を推計し、保険料収納必要総額を算定

例:A市

- ① 所得総額
- ② 被保険者数
- ③ 世帯数の割合が1/5

2 納付金の按分

保険料収納必要総額を各市町の①所得総額、
②被保険者数、③世帯数の割合で按分



①県全体に占める
各市町の所得総額
の割合で按分

②県全体に占める
各市町の被保険者
数の割合で按分

③県全体に占める
各市町の世帯数
の割合で按分

10億円 + 7億円 + 3億円

3 医療費水準の反映

年齢構成調整後の医療費水準
を乗じて納付金額を算出

A市の年齢構成調整後の医療費水準

- A市の実績一人当たり医療費 330,000円
- A市の医療費水準330,000 ÷ 300,000 = 1.1

年齢区分	A市の被保険者構成割合 ①	全国平均一人当たり医療費 ②	A市の一人当たり医療費が全国平均であった場合の医療費 ③=①×②の合計
0~4歳	5%	× 200,000	300,000
5~9歳	6%	× 100,000	
⋮			
65~69歳	15%	× 43,000	
70~74歳	17%	× 570,000	
合計	100%	—	

= 20億円 × 1.1

納付金額
22億円

激変緩和検討のための基準額と措置の方法について

1 算定の前提及び計算方法

- ① 保険給付費は、直近過去3年度の実績をベースに推計（国システムによる試算値）【3,947億円】※
 - ② 改革による影響に着目して激変緩和措置の必要性を判定するため、市町毎に異なる一般会計繰入金、県調整交付金（2号分）、任意給付、保健事業費等を考慮しない額（基準額）で比較
- ※ 診療報酬改定を加味して計算



実際の保険料額とは異なる（実際の保険料額は納付金をもとに軽減分等を加味して市町が決定）

2 基準額（年額）の算定結果

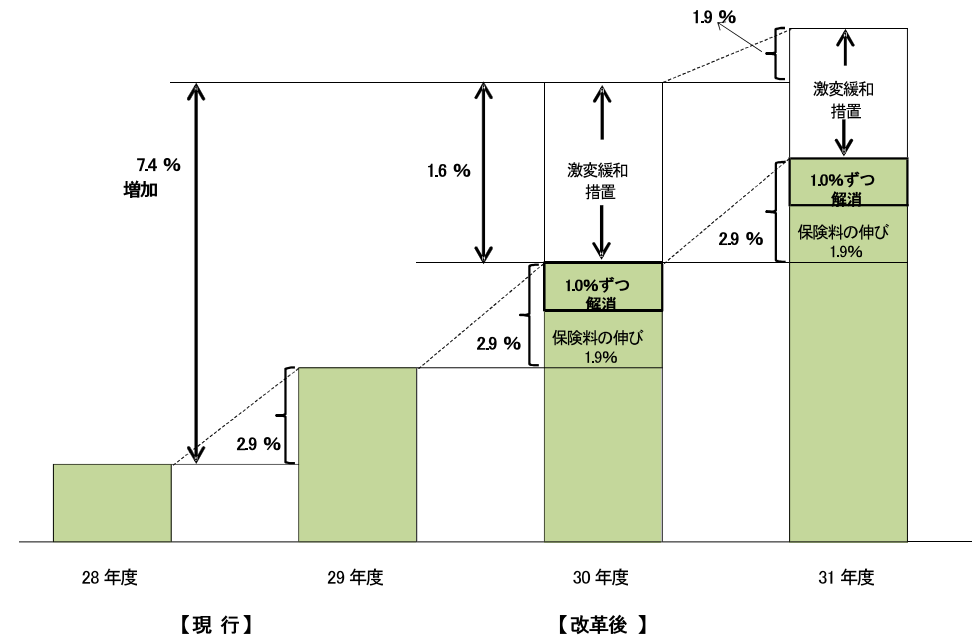
市町名	基準額【一人当たり】 (円)		㉘-㉚ 2年分の 増加率 (%)	1年分の 増加率 (%)※
	㉘決算額を基に 算出した基準額	㉚推計を基に 算出した基準額		
芦屋市	145,742	156,497	7.4%	3.6%
県平均 又は合計	126,439	131,303	3.8%	1.9%

※ 国が示す方法により、1年分に置き換えた増加率（㉘-㉚）の2年分の増加率の平方根により算出

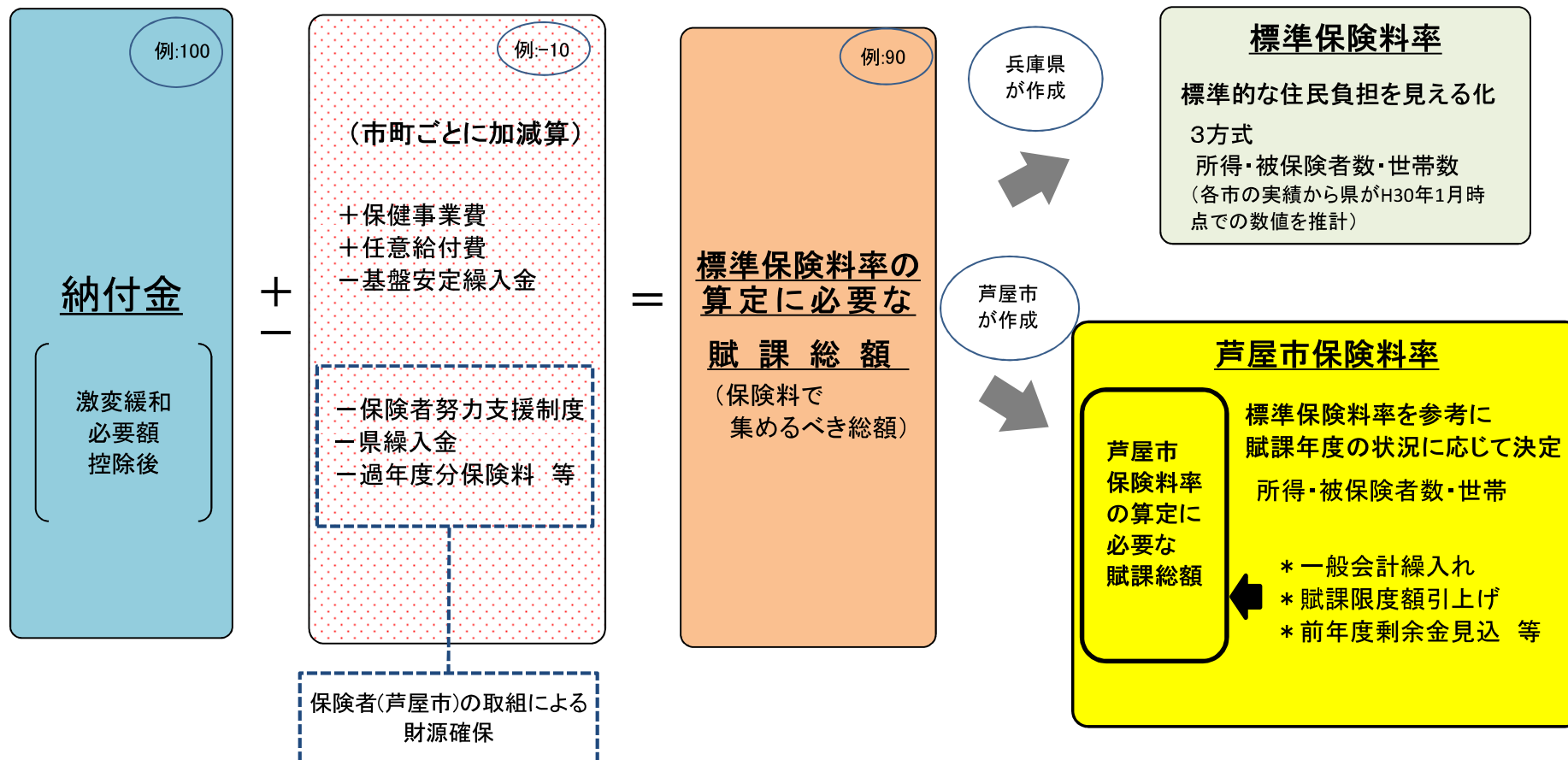
3 激変緩和措置の方法と必要額

- ① 措置対象 : 改革後の基準額（保険料）が、2.9%【保険料の伸び1.9%（変動）+解消幅1.0%（一定）※】
以上増加する市町の2.9%を超えた部分を措置
- ※ 激変緩和措置については、新制度の施行状況を踏まえ、3年毎に見直し
- ② 必要額（見込） : 約10億円（H30）

【激変緩和措置のイメージ】



保険料の算定方法(イメージ)



平成30年度の納付金、賦課総額及び保険料上昇の対策について

(1) 平成30年度に兵庫県に納める納付金額（激変緩和必要額控除後）

約31億2千万円

(2) 平成30年度に保険料として賦課する総額

約26億8,800万円

(3) 保険料上昇の対策について

県からの公費（激変緩和措置）等に加え、本市として以下の対応を行う。

- (1) 計画的に解消が求められている任意給付費に係る一般会計からの繰入金を、当面は維持する。
- (2) 公費（激変緩和措置）の逡減に伴う負担増への対応を検討。
- (3) 賦課割合を見直す。
- (4) 納期回数を増やす。

(参考)

本市の標準保険料率（兵庫県内統一の算定方式で算出（3方式）） 【兵庫県下市町間を比較するためのもの】

	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.64%	26,774 円	18,825 円
後期高齢者支援金等分	2.54%	10,275 円	7,225 円
介護納付金分	2.30%	11,957 円	5,601 円